



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社協和エクシオ
 代表者名 代表取締役社長 小園 文典
 (コード番号 1951 東証第 1 部)
 問合せ先 取締役専務執行役員財務部長 渡邊 隆之
 (TEL. 03-5778-1106)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするために、当社定款第 32 条及び第 33 条の規定を変更するものであります。
 - (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されることから、当社定款第 39 条の規定を変更するものであります。
- なお、定款第 39 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(選任)	(選任)
第 32 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	<u>3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 33 条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除) 第 39 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(任期) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p>第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除) 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役及び会計監査人との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 23 日

以 上